

令和8年度上毛町生ごみ処理器こうげキエー口設置に関する募集要項

1 目的

この要項は、上毛町が行う生ごみ処理器こうげキエー口（以下「キエー口」という。）の設置募集にあたり必要な事項を定めることにより、キエー口の普及を推進し、一般家庭から排出される生ごみの減量及び資源化による、環境保全意識の向上および循環型社会形成の推進を図ることを目的とします。

2 定義

この要項においてキエー口とは、一般家庭における日常生活上生じる調理くず、食べ残し等の生ごみを、土、風、太陽光等の自然力を利用して分解し、消滅または堆肥化する処理器で、次に掲げる基準を満たすものとします。

（１） 上毛町産木材が使用されているもの

（２） サイズおよび仕様

概ね横幅85センチメートル、奥行45センチメートル、高さ80センチメートルで足付きのもの

3 募集対象者

キエー口を購入することができる者（以下「対象者」という。）は、一般家庭における生ごみの自家処理のため、キエー口を使用する者で、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。

（１） 町内に住所を有し、現に居住していること。

（２） キエー口を良好な状態で維持管理できること。

（３） キエー口使用に関するアンケート調査などに協力できること。

4 設置申請

キエー口設置によるごみ減量の取り組みを希望する対象者は、生ごみ処理器こうげキエー口設置申請書（様式1）を町に提出するものとします。

5 申請受付期間

令和8年9月1日～令和9年3月31日

但し、製作予定数量に達し次第、受付を終了する場合があります。

6 設置の決定及び引渡し

町は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、キエー口の設置が適当と認める場合は、生ごみ処理器こうげキエー口設置決定通知

書（様式2）により、速やかに当該申請を行った対象者に通知し、キエー口を製作、完成後に引渡しを行うものとします。

7 自己負担金

設置するキエー口は、町の指定した物とします。

キエー口設置の決定を受けた対象者（以下「設置者」という。）は、自己負担金として1基につき5,000円を町に支払うものとします。

8 遵守事項

キエー口の設置者は、次に掲げる事項を遵守し、当該キエー口を自らが設置、管理できる場所において、適正に維持管理しなければなりません。

- （1）キエー口を有効活用し、生ごみの継続的な自己処理に努めること。
- （2）キエー口に係る廃棄物等については、適正に処分すること。

9 返還

キエー口の設置者は、虚偽の申請その他不正な手段によりキエー口の引き渡しを受けた場合には、町の請求に応じ、キエー口の実費から自己負担金を差し引いた額を返還しなければなりません。

10 免責事項

キエー口の使用に起因して生じた事故、損害等については、町は責任を負わないものとします。

11 その他注意事項

- （1）申請にあたり、必ず本募集要項を確認すること。
- （2）キエー口を使用中に故意に毀損または亡失した場合には、町の請求に応じ、キエー口の実費から自己負担金を差し引いた額を返還してもらうことがあります。
- （3）やむをえない事情（町外への引っ越しなど）により使用を中止したい場合には、住民課へ連絡すること。

12 問合せ先

〒871-0992

上毛町大字垂水1321番地1

上毛町役場住民課住民福祉係

電話：0979-72-3116（直通）

様式 1

生ごみ処理器こうげキエーロ設置申請書

年 月 日

上毛町長 殿

申請者	住 所	上毛町大字
	氏 名	
	電話番号	

上毛町生ごみ処理器こうげキエーロの設置に関する募集要項第 5 項の規定により、次のとおり申請します。

1. 設置基数

設置希望基数	自己負担額
基	5,000円× 基＝ 円

留意事項

- (1) 納付（入金）後の払い戻しは出来ません。
- (2) 別途、納付書で指定される納付期限までに納付（入金）が無い場合は、キャンセルとなります。

様式 2

生ごみ処理器こうげキエーロ設置決定通知書

年 月 日

殿

上毛町長 坪根 秀介
(住民課住民福祉係)

上毛町生ごみ処理器こうげキエーロの設置に関する募集要項第 7 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1. 設置基数

設置決定基数	自己負担額
基	5,000円× 基＝ 円

留意事項

- (1) 納付（入金）確認後、製作を開始し完成品を引渡します。
- (2) 納付（入金）後の払い戻しは出来ません。
- (3) 別途、納付書で指定される納付期限までに納付（入金）が無い場合は、キャンセルとなります。